

調査の説明および利用上の注意

1. 調査の目的

商業統計調査は、我が国の商業の実態を明らかにすることを目的としています。

2. 調査の根拠

商業統計調査は、統計法（昭和22年法律第18号）に基づく「指定統計調査」（指定統計第23号）で、商業統計調査規則（昭和27年通商産業省令第60号）によって実施されています。

3. 調査の期日

平成19年商業統計調査は、平成19年（2007年）6月1日を基準日として実施しました。

なお、平成9年以降は、5年ごとに本調査を実施し、その中間年（本調査の2年後）には簡易調査を実施しています。今回は、通算して27回目の調査で、本調査に当たります。

なお、これまでの調査年次、調査の種類、調査期日は次のとおりです。

調査年次	調査の種類	調査期日	調査年次	調査の種類	調査期日
昭和27年調査	卸売・小売業、飲食店	9月1日	昭和54年調査	卸売・小売業、飲食店	6月1日
昭和29年調査	"	9月1日	昭和57年調査	"	6月1日
昭和31年調査	"	7月1日	昭和60年調査	卸売・小売業	5月1日
昭和33年調査	"	7月1日	昭和61年調査	一般飲食店	10月1日
昭和35年調査	"	6月1日	昭和63年調査	卸売・小売業	6月1日
昭和37年調査	"	7月1日	平成元年調査	一般飲食店	10月1日
昭和39年調査	"	7月1日	平成3年調査	卸売・小売業	7月1日
昭和41年調査	"	7月1日	平成4年調査	一般飲食店	10月1日
昭和43年調査	"	7月1日	平成6年調査	卸売・小売業	7月1日
昭和45年調査	"	6月1日	平成9年調査	"（本調査）	6月1日
昭和47年調査	"	5月1日	平成11年調査	"（簡易調査）	7月1日
昭和49年調査	"	5月1日	平成14年調査	"（本調査）	6月1日
昭和51年調査	"	5月1日	平成16年調査	"（簡易調査）	6月1日

4. 調査の範囲

商業統計調査の範囲は、日本標準産業分類「大分類 J - 卸売・小売業」に属する事業所を対象とします。

調査は、公営、民営の事業所を対象としています。例えば、会社、官公庁、学校、工場などの構内にある別経営の事業所（売店等）、また、店舗を有しないで商品を販売する訪問販売、通信・カタログ販売などの事業所も調査の対象とします。また、有料の公園、遊園地、テーマパーク、駅の改札内、有料道路内にある別経営の事業所についても調査の対象とします。ただし、上記以外の劇場内、運動競技場など料金を支払って出入りする有料施設内の事業所は原則、調査の対象としません。

なお、調査期日に休業もしくは清算中、季節営業であっても専従の従業者がいる事業所は対象とします。

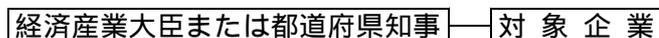
5. 調査の経路

商業統計調査の調査経路は、以下のとおりです。なお、調査方法は以下の、によります。

申告者(事業所)が自ら調査票に記入する方法(自計方式)による調査員調査方式



商業企業の本社・本店等が傘下の事業所の調査票を一括して作成し、経済産業省または都道府県へ直接提出する本社等一括調査方式



6. 主な用語の説明

(1) 事業所（商業事業所）

経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の条件を備えているものをいいます。

経済活動が単一の経営主体の下において、一定の場所すなわち一区画を占めて行われており、また財（物）およびサービスの生産、販売または提供が人および設備を有して継続的に行われている「有体的商品を購入して販売する事業所」であって、一般的に卸売業、小売業といわれる事業所をいいます。

(2) 卸売業

主として次の業務を行う事業所をいいます。

小売業または他の卸売業に商品を販売するもの

建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等の産業用使用者に商品を大量または多額に販売するもの

主として業務用に使われる商品（事務用機械及び家具、病院、美容院、レストラン、ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）、建設材料（木材、セメント、板ガラス、かわらなど）などを販売するもの

製造業の会社が、別の場所に経営している自己製品の卸売事業所（主として統括的管理的業務を行っている事業所を除く）

例えば、家電メーカーの支店、営業所が自己製品を問屋等に販売している場合、その支店、営業所は卸売事業所となります。

商品を卸売し、かつ同種商品の修理を行う事業所（修理料収入の方が多くても同種商品を販売している場合は修理業とせず、卸売業とします。）

他の事業所のための商品売買の代理行為または仲立人として商品の売買のあっせんをするもの

なお、卸売業には、一般に次のように呼ばれている事業所が含まれます。

卸売商、問屋、商社、貿易商、製造業者の販売事業所、買継商、仲買人、代理商、農産物集荷業

(3) 小売業

主として次の業務を行う事業所をいいます。

個人用（個人経営の農林漁家への販売を含む）または家庭用消費のために商品を販売するもの

産業用使用者に少量または少額に商品を販売するもの

商品を販売し、かつ同種商品の修理を行う事業所

なお、同種商品の修理料が商品販売額より多い場合でも修理業とせず小売業とします。ただし、修理のみを専業としている事業所は修理業（大分類Q - サービス業（他に分類されないもの））となります。この場合、修理のために部品などを取り替えても商品の販売とはしません。

製造小売事業所（自店で製造した商品をその場所で家庭用消費者に販売する事業所）

例えば、菓子店、パン屋、弁当屋、豆腐屋、調剤薬局等など

ガソリンスタンド

主として無店舗販売を行う事業所（販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売または通信・カタログ販売事業所）で、主として個人または家庭用消費者に販売する事業所

別経営の事業所（官公庁、会社、工場、団体、遊園地などの中にある売店で当該事業所の経営に関わるものはその事業所に含めるが、その売店が当該事業所以外のものによって経営される場合には別の独立した事業所として小売業に分類される。）

(4) 単独事業所

他の場所に、同一経営の本社・本店や支社・支店・営業所などを持たない単独の事業所であって、一企業一事業所（支店を持たない事業所）のことをいいます。

(5) 本店

他の場所に、同一経営の支店、支社、営業所などがあって、それらのすべてを統括している事業所をいいます。

なお、本社、本店の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「本店」とし、ほかの事業所は「支店」とします。また、本店のみが国内にあって、支店はすべて国外にある場合であっても「単独事業所」とはせず「本店」とします。

(6) 支店

他の場所にある本社・本店の統括を受けている事業所をいいます。

支店の名称をもつ事業所をいいますが、支店には営業所、売店、出張所、企業組合の販売所などの名称で、商品の売買を主として行っている事業所も含めます。

のれんを分けてもらった事業所やフランチャイズチェーン店などで、名称は同じ 支店と称していても、経営者が異なっていれば別企業となることから支店とはしません。

本店が国外にあって、国内にはその企業の支店のみ存在する場合であっても商業を営む支店はすべて「支店」とします。

(7) 事業所の開設時期

その事業所が現在の場所で事業を始めた時期をいいます。支店、営業所、出張所などの場合は、本店（本社）の開設時期ではなく、その支店などが開設された時期となります。

(8) 従業者および就業者

従業者とは、平成 19 年 6 月 1 日（またはこれに最も近い給与締切日）現在で、この事業所の業務に従事している個人業主、無給の家族従業者、会社及び団体の有給役員、常用雇用者をいいます。

就業者とは、従業者に臨時雇用者および別経営の事業所から派遣されている人を併せ、従業者および臨時雇用者のうち別経営の事業所に派遣している人を除いたものをいいます。

個人業主

個人業主とは、個人経営の事業所（法人格のない組合を含む。）の主人であって、その事業所の実際の業務に従事している者をいいます。したがって、事業主であっても名義だけで実際にはその店に従事していない者は含めません。

無給の家族従業者

無給の家族従業者とは、個人業主の家族で賃金・給与を受けずに、ふだん事業所の仕事を手伝っている者をいいます。

有給役員（経営組織が個人経営以外の場合の有給役員をいいます。）

有給役員とは、法人、団体の役員（常勤、非常勤は問わない。）で、給付を受けている人をいいます。

常用雇用者

常用雇用者とは、一定の期間を定めずに若しくは 1 か月を超える期間を定めて雇用している者をいいます。また、平成 19 年の 4 月、5 月のそれぞれの月において、18 日以上雇用した者も含めません。

なお、他の事業所から派遣されてきている者を除き、他へ派遣している者を含めます。

一般に正社員・正職員などと呼ばれている人

常用雇用者のうち、一般的に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人をいいます。

パート・アルバイトなど

常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」またはそれに近い名称で呼ばれている人をいいます。

臨時雇用者

臨時雇用者とは、常用雇用者以外の雇用者で、1 か月以内の期間を定めて雇用されている人または日々雇用されている人をいいます。

別経営の事業所から派遣されている人

他の会社など別経営の事業所から派遣されている人または下請として他の会社など別経営の事業所からきて働いている人をいいます。

別経営の事業所に派遣している人

従業者および臨時雇用者のうち、他の会社など別経営の事業所へ派遣している人または下請として他の会社など別経営の事業所で働いている人をいいます。

派遣または下請として働いている人とは、労働者派遣法にいう派遣労働者のほか、在籍出向など出向元の事業所に籍があり出向元から給与を受けながら出向先の事業所で働いている人および下請仕事を行っている人をいいます。

(9) パート・アルバイトなどの 8 時間換算雇用者数

常用雇用者のうち「パート・アルバイトなど」全員の 1 日の延べ労働時間を 8 時間で割った値のこと。

(10) 年間商品販売額

平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの 1 年間の当該事業所における有体商品の販売額をいい、消費税額を含みます。

(11) その他の収入額

平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの 1 年間の販売商品に関する修理料、仲立手数料、製造業出荷額、飲食部門収入額、サービス業収入額などの商品販売額以外の事業による収入額を合計したもので、消費税額を含みます。

(12) 商品手持額

平成 19 年 3 月末日現在、販売目的で保有している全ての手持商品額（仕入れ時の原価による）。

(13) 商品販売形態（小売業のみ）

店頭販売...店頭で商品を販売した場合をいいます。

訪問販売...訪問販売員等が家庭などを訪問して商品を販売した場合をいいます。

通信・カタログ販売...テレビ、ラジオ、カタログ、インターネットなどの媒体を用いてPRを行い、消費者から郵便、電話、銀行振込、FAX、インターネットなどの通信手段による購入の申込を受けて商品を販売した場合をいいます。

自動販売機による販売...事業所が管理している自動販売機で商品を販売した場合をいいます。

その他...ピザの宅配、仕出し屋、生活協同組合の「共同購入方式」や新聞、牛乳などの月極販売および上記以外の販売形態で商品を販売した場合をいいます。

(14) セルフサービス方式（小売業のみ）

セルフサービス方式とは、次の3つの条件を兼ね備えている場合をいい、当該事業所の売場面積の50%以上について下記の条件を採用している場合をいいます。

客が値札等により各商品の値段が判るような表示方法をとっていること

店に備え付けられている買い物カゴ、ショッピングカート、トレーなどにより、客が自由に商品を選び取れるようなシステムをとっていること

売り場の出口などに設置されている精算所（レジ）において、客が一括して代金の支払いを行うシステムになっていること

(15) 売場面積（小売業のみ）

平成 19 年 6 月 1 日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積（食堂・喫茶、屋外展示場（植木、石材等）、配送所、階段、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫、他に貸している店舗（テナント）分等は除く）をいいます。

ただし、牛乳小売業、自動車小売業（新車・中古）、建具小売業、豊小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業の事業所については、売場面積の調査を行っていません。

(16) 営業時間等（小売業のみ）

平成 19 年 6 月 1 日現在での開店、閉店時刻をいい、1 時間未満の営業時間は切り捨てとします。

なお、調査日が休業及び特別セール等により、開店、閉店時刻が通常と異なる場合は、調査日に近い時点の通常の時刻としています。

開店時刻とは、事業所の出入口が開いて来客が自由に入店できる時刻をいい、また、閉店時刻とは来客に退店してもらおうべき時刻をいいます。

ただし、牛乳宅配専門販売所、新聞販売所については、営業時間等の調査を行っていません。

(17) 来客用駐車場（小売業のみ）

平成 19 年 6 月 1 日現在で、来客の自動車を一時的に保管できる場所をいいます。

専用駐車場...自己所有または契約等により、その事業所が単独で使用できる来客用の駐車場をいいます。

共用駐車場...他の事業所等と共用で使用しており、その事業所が単独で使用できる区画が明白になっていない来客用の駐車場をいいます。

（併用）...「（併用）」とは、専用駐車場および共用駐車場の両方を有している事業所で、「専用駐車場有り」区分1から9までの合計の内数です。

収容台数...満車の状態で収容できる台数をいい、一日の延べ収容台数ではありません。

(18) 年間商品仕入額（法人事業所のみ）

平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの1年間の企業全体の商業事業所における企業外からの商品の仕入額をいいます。したがって、自企業内の本支店間、支店相互間の振替移動を行った取引額は除きます。

ただし、国外にある自企業の支店より輸入した場合は仕入額に含みます。

7. 産業分類の格付け方法

(1) 一般的な産業格付け

複数の商品を販売している事業所の産業分類は、原則として次の方法によって決定します。

卸売業、小売業の決定

まず、年間商品販売額のうち、卸売業、小売業それぞれの販売額を比較して、いずれが多いかによって卸売業か小売業かを決めます。

なお、卸売販売額、小売販売額が同額の場合には、卸売業に格付けします。

産業中分類の決定

次に、卸売業が小売業のいずれかに決定された後、卸売業に格付けされた場合は卸売販売額、小売業に格付けされた場合は小売販売額の商品分類番号の上位2桁で最も多いものによって中分類業種を決めます。商品分類番号の上位2桁が同額の場合は、若い方の分類番号に格付けします。

産業小分類の決定

その中分類に属する商品のうち、商品分類番号の上位3桁で最も多いものによって小分類業種を決めます。商品分類番号の上位3桁が同額の場合は、若い方の分類番号に格付けします。

産業細分類の決定

さらに小分類に属する商品のうち商品分類番号の上位4桁で最も多いものによって細分類業種を決めます。商品分類番号の上位4桁が同額の場合は、若い方の分類番号に格付けします。

(2) 例外的な産業分類の格付け

「4911 各種商品卸売業」

卸売業の「小分類番号 501」から「同 549」までの小分類を生産財（501,522,523,524）、資本財（521,531,532,533,539）、消費財（502,511,512,541,542,549）の3財に分け、3財にわたる商品を販売していて、各財の販売額が卸売販売額の10%以上の事業所で、従業員が100人以上の事業所を「4911 各種商品卸売業」に格付けします。

「4919 その他の各種商品卸売業」

卸売業の「小分類番号 501」から「同 549」までの小分類を生産財（501,522,523,524）、資本財（521,531,532,533,539）、消費財（502,511,512,541,542,549）の3財に分け、3財にわたる商品を販売していて、各財の販売額が卸売販売額の50%に満たない事業所で、従業員が100人未満の事業所を「4919 その他の各種商品卸売業」に格付けします。

「5511 百貨店・総合スーパー」

衣（中分類番号 56）、食（同 57）、住（同 58,59,60）にわたる商品を小売していて、そのいずれも小売販売額の10%以上70%未満の事業所で、従業員が50人以上の事業所を「5511 百貨店・総合スーパー」に格付けします。

「5599 その他の各種商品小売業」

衣（中分類番号 56）、食（同 57）、住（同 58,59,60）にわたる商品を小売していて、そのいずれも小売販売額の50%に満たない事業所で、従業員が50人未満の事業所を「5599 その他の各種商品小売業」に格付けします。

「5711 各種食料品小売業」

「57 飲食料品小売業」の「小分類番号 572」から「同 579」までのうち、3つ以上の小分類に該当する商品を小売し、そのいずれも飲食料品小売販売額の50%に満たない事業所を「5711 各種食料品小売業」に格付けします。

「コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）」

「57 飲食料品小売業」に格付けされた事業所のうち、セルフサービス方式を採用していて、売場面積が30㎡以上250㎡未満で、営業時間が14時間以上の事業所を「コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）」に格付けします。

「6091 たばこ・喫煙具専門小売業」

販売額に占めるたばこ、喫煙具の販売額が90%以上あるときは、「6091 たばこ・喫煙具専門小売業」に格付けします。ただし、90%に満たないときは、たばこ、喫煙具以外の商品の販売額によって格付けします。

(3) 「5497 代理商、仲立業」の格付け

産業分類の一般原則に則り、卸売業に格付けられた場合に「年間商品販売額」と「その他の収入額の仲立手数料（割合を販売額に直したもの）」を比較して仲立手数料が多い場合、「5497 代理商、仲立業」に格付けします。

8. 地域区分

湖南地域：大津市、草津市、守山市、栗東市、野洲市

甲賀地域：湖南市、甲賀市

東近江地域：近江八幡市、東近江市、安土町、日野町、竜王町

湖東地域：彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町

湖北地域：長浜市、米原市、虎姫町、湖北町、高月町、木之本町、余呉町、西浅井町

湖西地域：高島市

9. 回収状況

調査対象事業所数	調査票回収数	回収率 (%)	集計事業所数	うち卸売・小売業
14,693	14,307	97.4	14,040	14,008

注1：調査対象事業所数、調査票回収数および集計事業所数には、廃業、転業および休業事業所を含みません。

注2：回収率は、調査票回収数÷調査対象事業所数により算出しています。

注3：調査票回収数と集計事業所数（有効回答事業所数）の差は、無効回答事業所数です。

注4：集計事業所数には、管理業務のみの本店または本部を含みます。

10. その他

- (1) この調査結果は、滋賀県分について本県が独自に集計したもので、経済産業省から公表される商業統計表と数値が若干相違することがあります。
- (2) 調査結果の概要および統計表中の記号・表示は、次のとおりです。
 - 「-」... 該当数値のないもの、または調査をしていないものです。
 - 「0.0」... 四捨五入による単位未満のものです。
 - 「」... 減少（マイナス）したものです。
 - 「X」... 1または2の事業所に関する数値であるため、個々の事業所の数値が判明するおそれがあるため秘匿しています。また、3以上の事業所に関する数値であっても、前後の関係から秘匿の数値が判明する箇所も同様に秘匿しています。
- (3) 「年間商品販売額」の「構成比」については、積み上げた数値とその合計値が単位未満四捨五入の関係で必ずしも一致しません。
- (4) 「1事業所当たりの売場面積」および「売場面積 1 m²当たり年間商品販売額」は、売場面積を持つ事業所についてのみ算出しています。
- (5) 「従業者 1人当たりの年間商品販売額」、「就業者 1人当たりの年間商品販売額」、「1事業所当たりの従業者数」および「1事業所当たりの就業者数」の従業者数、就業者数は、「パート・アルバイト等」の従業者について8時間換算（8時間換算による調査は本調査のみ）したものをを用いて算出しています。
- (6) 「第8表 小売業の産業差に分類別、商品販売形態別統計表」においては、小売業に格付けされた事業所の「小売販売額」について、販売形態別に算出したもので、小売業の年間商品販売額の合計とは一致しません。
- (7) この報告書に掲載された数値を他に転載する場合は、「平成19年滋賀県商業統計調査結果報告書」による旨を明記してください。

この報告書についてのお問い合わせは、下記までお寄せください。

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県総務部統計課商工統計担当
(TEL) 077-528-3398

平成19年・平成16年の産業分類対応表

産業分類名称	平成16年	平成19年
各種商品卸売業	49	49
各種商品卸売業	491	491
各種商品卸売業(従業者が常時100人以上のもの)	49A	4911
その他の各種商品卸売業	49B	4919
繊維・衣服等卸売業	50	50
繊維品卸売業(衣服・身の回り品を除く)	501	501
生糸・繭卸売業	-	5011
繊維原料卸売業(生糸、繭を除く)	-	5012
糸卸売業	-	5013
織物卸売業(室内装飾繊維品を除く)	-	5014
衣服・身の回り品卸売業	502	502
男子服卸売業	-	5021
婦人・子供服卸売業	-	5022
下着類卸売業	-	5023
寝具類卸売業	-	5024
靴卸売業	-	5025
履物卸売業(靴を除く)	-	5026
かばん・袋物卸売業	-	5027
その他の衣服・身の回り品卸売業	-	5029
飲食品卸売業	51	51
農畜産物・水産物卸売業	511	511
米麦卸売業	51A	5111
雑穀・豆類卸売業	-	5112
野菜卸売業	51B	5113
果実卸売業	-	5114
食肉卸売業	51C	5115
生鮮魚介卸売業	51D	5116
その他の農畜産物・水産物卸売業	51E	5119
食料・飲料卸売業	512	512
砂糖卸売業	-	5121
味そ・しょう油卸売業	-	5122
酒類卸売業	-	5123
乾物卸売業	-	5124
缶詰・瓶詰食品卸売業(気密容器入りのもの)	-	5125
菓子・パン類卸売業	-	5126
清涼飲料卸売業	-	5127
茶類卸売業	-	5128
その他の食料・飲料卸売業	-	5129
建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	52	52
建築材料卸売業	521	521
木材・竹材卸売業	-	5211
セメント卸売業	-	5212
板ガラス卸売業	-	5213
その他の建築材料卸売業	-	5219
化学製品卸売業	522	522
塗料卸売業	-	5221
染料・顔料卸売業	-	5222
油脂・ろう卸売業	-	5223
その他の化学製品卸売業	-	5229
鉱物・金属材料卸売業	523	523
石油卸売業	-	5231
鉱物卸売業(石油を除く)	-	5232
鉄鋼卸売業	-	5233
非鉄金属卸売業	-	5234

産業分類名称	平成16年	平成19年
再生資源卸売業	524	524
空瓶・空缶等空容器卸売業	-	5241
鉄スクラップ卸売業	-	5242
非鉄金属スクラップ卸売業	-	5243
古紙卸売業	-	5244
その他の再生資源卸売業	-	5249
機械器具卸売業	53	53
一般機械器具卸売業	531	531
農業用機械器具卸売業	-	5311
建設機械、鉱山機械卸売業	-	5312
金属加工機械卸売業	-	5313
事務用機械器具卸売業	-	5314
その他の一般機械器具卸売業	-	5319
自動車卸売業	532	532
自動車卸売業(二輪自動車を含む)	-	5321
自動車部分品・付属品卸売業(中古品を除く)	-	5322
自動車中古部品卸売業	-	5323
電気機械器具卸売業	533	533
家庭用電気機械器具卸売業	-	5331
その他電気機械器具卸売業(家庭用電気機械器具を除く)	-	5332
その他の機械器具卸売業	539	539
輸送用機械器具卸売業(自動車を除く)	-	5391
精密機械器具卸売業	-	5392
医療用機械器具卸売業(歯科用機械器具を含む)	-	5393
その他の卸売業	54	54
家具・建具・じゅう器等卸売業	541	541
家具・建具卸売業	-	5411
荒物卸売業	-	5412
畳卸売業	-	5413
室内装飾繊維品卸売業	-	5414
陶磁器・ガラス器卸売業	-	5415
その他のじゅう器等卸売業	-	5419
医薬品・化粧品等卸売業	542	542
医薬品卸売業	-	5421
医療用品卸売業	-	5422
化粧品卸売業	-	5423
合成洗剤卸売業	-	5424
他に分類されない卸売業	549	549
紙・紙製品卸売業	-	5491
金物卸売業	-	5492
肥料・飼料卸売業	54B	5493
スポーツ用品・娯楽用品・がん具卸売業	-	5494
たばこ卸売業	-	5495
ジュエリー製品卸売業	-	5496
代理商、仲立業	54A	5497
他に分類されないその他の卸売業	54B	5499

平成19年・平成16年の産業分類対応表

産業分類名称	平成16年	平成19年
各種商品小売業	55	55
百貨店、総合スーパー	551	551
百貨店、総合スーパー	-	5511
その他の各種商品小売業(従業者が常時50人未満のもの)	559	559
その他の各種商品小売業(従業者が常時50人未満のもの)	-	5599
織物・衣服・身の回り品小売業	56	56
呉服・服地・寝具小売業	561	561
呉服・服地小売業	-	5611
寝具小売業	-	5612
男子服小売業	562	562
男子服小売業	-	5621
婦人・子供服小売業	563	563
婦人服小売業	-	5631
子供服小売業	-	5632
靴・履物小売業	564	564
靴小売業	-	5641
履物小売業(靴を除く)	-	5642
その他の織物・衣服・身の回り品小売業	569	569
かばん・袋物小売業	-	5691
洋品雑貨・小間物小売業	-	5692
他の分類されない織物・衣服・身の回り品小売業	-	5699
飲食料品小売業	57	57
各種食料品小売業	571	571
各種食料品小売業	-	5711
酒小売業	572	572
酒小売業	-	5721
食肉小売業	573	573
食肉小売業(卵・鳥肉を除く)	-	5731
卵・鳥肉小売業	-	5732
鮮魚小売業	574	574
鮮魚小売業	-	5741
野菜・果実小売業	575	575
野菜小売業	-	5751
果実小売業	-	5752
菓子・パン小売業	576	576
菓子小売業(製造小売)	-	5761
菓子小売業(製造小売でないもの)	-	5762
パン小売業(製造小売)	-	5763
パン小売業(製造小売でないもの)	-	5764
米穀類小売業	577	577
米穀類小売業	-	5771
その他の飲食料品小売業	579	579
コンビニエンスストア(飲食料品を中心とするものに限る)	57D	5791
牛乳小売業	-	5792
飲料小売業	57C	5793
茶類小売業	-	5794
料理品小売業	57A	5795
豆腐・かまぼこ等加工食品小売業	-	5796
乾物小売業	57B	5797
他に分類されない飲食料品小売業	-	5799
自動車・自転車小売業	58	58
自動車小売業	581	581
自動車(新車)小売業	58A	5811
中古自動車小売業	58D	5812

産業分類名称	平成16年	平成19年
自動車部分品・附属品小売業	58B	5813
二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)	58C	5814
自転車小売業	582	582
自転車小売業	-	5821
家具・じゅう器・機械器具小売業	59	59
家具・建具・畳小売業	591	591
家具小売業	59A	5911
建具小売業	-	5912
畳小売業	59B	5913
宗教用具小売業	-	5914
機械器具小売業	592	592
電気機械器具小売業	59C	5921
電気事務機械器具小売業	-	5922
その他の機械器具小売業	59D	5929
その他のじゅう器小売業	599	599
金物小売業	-	5991
荒物小売業	59E	5992
陶磁器・ガラス器小売業	59F	5993
その他のじゅう器小売業	-	5999
その他の小売業	60	60
医薬品・化粧品小売業	601	601
医薬品小売業(調剤薬局を除く)	60G	6011
調剤薬局	60H	6012
化粧品小売業	60J	6013
農耕用品小売業	602	602
農耕機械器具小売業	-	6021
苗・種子小売業	-	6022
肥料・飼料小売業	-	6023
燃料小売業	603	603
ガソリンスタンド	60K	6031
燃料小売業(ガソリンスタンドを除く)	60L	6032
書籍・文房具小売業	604	604
書籍・雑誌小売業	60M	6041
新聞小売業	60N	6042
紙・文房具小売業	60M	6043
スポ・ツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業	605	605
スポ・ツ用品小売業	60A	6051
がん具・娯楽用品小売業	60B	6052
楽器小売業	60C	6053
写真機・写真材料小売業	606	606
写真機・写真材料小売業	-	6061
時計・眼鏡・光学機械小売業	607	607
時計・眼鏡・光学機械小売業	-	6071
他に分類されない小売業	609	609
たばこ・喫煙具専門小売業	60P	6091
花・植木小売業	60D	6092
建築材料小売業	-	6093
ジュエリー製品小売業	60F	6094
ペット・ペット用品小売業	-	6095
骨とう品小売業	60E	6096
その他の中古品小売業(他に分類されないもの)	-	6097
他に分類されないその他の小売業	60F	6099

「業態分類表」

区分	セルフ	取扱商品	売場面積	営業時間	備考
1. 百貨店					「1. 百貨店」および「2. 9 総合スーパー」は、産業分類「551百貨店、総合スーパー」に格付けされた事業所である。産業「551百貨店、総合スーパー」とは、衣・食・住にわたる各種商品を小売し、そのいずれも小売販売額の10%以上70%未満の範囲内にある事業所で、従業員が50人以上の事業所をいう。
大型百貨店	×		3000㎡以上(都特別区及び政令指定都市は6000㎡以上)		
その他の百貨店			3000㎡未満(都特別区及び政令指定都市は6000㎡未満)		
2. 総合スーパー					
大型総合スーパー			3000㎡以上(都特別区及び政令指定都市は6000㎡以上)		
中型総合スーパー			3000㎡未満(都特別区及び政令指定都市は6000㎡未満)		
3. 専門スーパー					
衣料品スーパー		衣が70%以上	250㎡以上		
食料品スーパー		食が70%以上			
住関連スーパー		住が70%以上			
うちホームセンター		住関連スーパーのうち5991+5992+6022が0%を超え、70%未満			
4. コンビニエンスストア		飲食料品を扱っていること	30㎡以上 250㎡未満	14時間以上	産業分類「5791 コンビニエンスストア(飲食料品を中心とするものに限る)」以外も含む。
うち終日営業店				終日営業	
5. ドラッグストア		産業分類「601」であって6011を扱っていること			
6. その他スーパー					2,3,4,5 以外のセルフ店
うち各種商品取扱店(注3)					
7. 専門店					
衣料品専門店	×	561,562,563,564,5691,5692,5699のいずれかが90%以上			
食料品専門店		572,573,574,575,576,577,5792,5793,5794,5795,5796,5797,5799のいずれかが90%以上			
住関連専門店		5811,5812,5813,5814,582,591,592,599,601,602,603,604,605,606,607,6091,6092,6093,6094,6095,6096,6097,6099のいずれかが90%以上			
8. 中心店					7に該当する小売店を除く。
衣料品中心店	×	衣が50%以上			
食料品中心店		食が50%以上			
住関連中心店		住が50%以上			
9. その他の小売店					1,7,8 以外の非セルフ店
うち各種商品取扱店(注3)	×				

注1:セルフとは、売場面積の50%以上について、セルフサービス方式を採用している事業所をいう。

注2:「取扱商品」の3桁および4桁の番号は、日本標準産業分類番号に準拠している。また、「衣」「食」「住」とは、商品分類番号上位2桁で衣(56)、食(57)、住(58~60)に分類して集計したものをいう。

注3:「各種商品取扱店」とは「559その他の各種商品小売業」に格付けされ、かつ、コンビニエンスストアの定義に該当しない事業所であって、「6. その他のスーパー」はセルフサービス方式を採用している事業所、「9. その他の小売店」はセルフサービス方式を採用していない事業所をいう。